

今回のテーマ 輸入消費税・関税のポイント

海外から日本へ貨物を輸入する場合、輸入品について課される税として「関税」と「消費税（内国消費税と地方消費税）」があります。

1. 輸入消費税の概要

納税義務者	輸入貨物を保税地域から引き取る者 貨物の輸入については、国内取引のように事業者に限定されず、また免税点などの規定も設けられていません。 通関業務を他に委託して輸入貨物を引き取る場合の納税義務者は、その通関業者ではなく、通関業務を委託した者となります。
申告・納付	外国貨物を保税地域から引き取る者は、その引取りの時までに輸入申告書を所轄税関長に提出し、納付します（申告納税方式）。納税に際し、担保を提供した場合は3か月に限り納付期限が延長されます。
仕入税額控除の時期	原則は課税貨物を引き取った日（輸入の許可を受けた日）
輸入消費税がかからないもの	(1) 消費税法の規定によるもの 非課税の輸入取引とされる「有価証券等、郵便切手類、印紙、教科用図書」など別表第二に限定列挙されている外国貨物 (2) 輸徴法の規定によるもの ①課税価格の合計額が1万円以下の物品 ②記録文書その他の書類

2. 関税・消費税の税額計算方法

(1) 関税の計算

関税は基本的にC I F 価格に対して課税され、以下の算式で算出します。

$$\boxed{\text{C I F 価格}} \times \text{関税率} = \text{関税額}$$

(取引価額 + 輸送料 + 保険料 + 加算要素(※1 参照))

※1 加算要素となる費用

- ①買手が負担する手数料、容器、包装の費用
- ②買手が無償又は値引き提供した材料、工具、金型、消耗品等の物品及び技術・設計等の役務費用
- ③特許権等の使用に伴うロイヤリティ、ライセンス料
- ④売手帰属収益

※2外貨建て価額の円換算率は、輸入申告日のレートではなく、税関の公示レートが適用されます。

(2) 消費税の計算

$$\boxed{\text{C I F 価格} + \text{消費税以外の個別消費税の額} + \text{関税の額}} \times \text{消費税率} = \text{消費税額}$$

3. 輸入後の価格変動

輸入値の引上げ	輸入後に輸入品の引上げがあった場合、値上げ分に関わる消費税を追加納付する必要があります。
仕入値の割戻し	仕入割戻しは仕入に係る対価の返還等に該当しません。
